

NORITSU

face the NEXT™

決算補足説明資料 2020年3月期 第1四半期

ノーリツ鋼機株式会社
証券コード：7744（東証1部）

1. GTSに関する会計処理について

2. IFRS第16号に関する会計処理について

1. GTSに関する会計処理について

2019年8月5日の通期連結業績予想修正リリースにて、株式会社ジーンテクノサイエンス（GTS）に関する会計処理を開示いたしました。

具体的な会計処理は以下の【1】～【3】に記載のとおりです。

なお、GTSは前年度末に当社の売却目的処分資産として非継続事業に区分して開示しております。

【1】 GTS株式に対する「みなし売却益」の計上

【2】 GTSののれん減損損失を「持分法による投資損益」に計上

【3】 GTS株式の減損損失を計上

※次ページ以降で詳細を説明

1. GTSに関する会計処理について

【1】GTS株式に対する「みなし売却益」の計上

計上日：2019年4月1日

要因：

- ・ GTSは、子会社取得のために新株を発行し、株式交換実施
- ・ 当社におけるGTSの持分比率が減少（希薄化）
- ・ GTSは当社において連結子会社から持分法適用関連会社に異動
- ・ 持分法による投資を公正価値で測定するため、「みなし売却益」が発生
（2019年3月29日終値872円で再評価）

1. GTSに関する会計処理について

【2】GTSののれん減損損失を「持分法による投資損益」に計上

期間：2019年4月1日から6月30日の間

要因：

- ・ GTSは4月1日の子会社取得によるのれんを認識
- ・ こののれんについて、GTSにおいて「企業価値向上に向けた必要かつ重要な研究開発投資」とみなして、GTSが採用する会計基準（日本基準）に従い、のれんの減損を実施
- ・ 当社において、GTSの上記のれんの減損損失を含む期間損益を「持分法による投資損益」に計上

1. GTSに関する会計処理について

【3】GTS株式の減損損失を計上

計上日：2019年6月30日

要因：

【1】及び【2】の結果の
「持分法による投資」簿価

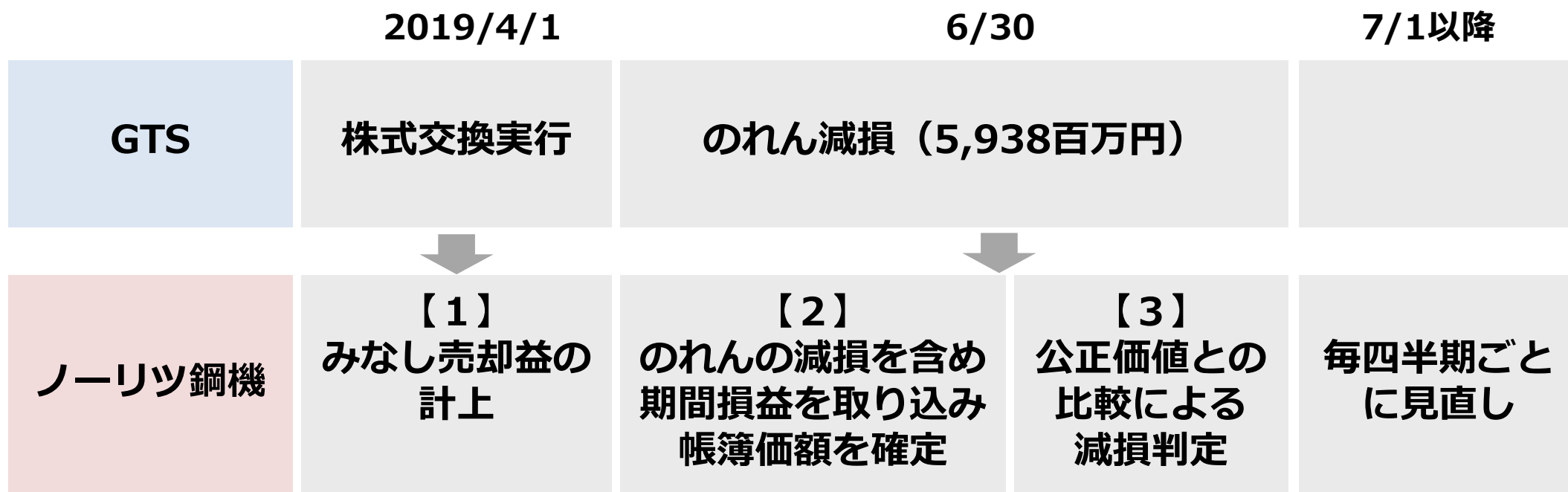


処分コスト控除後の
公正価値（市場価格）

- ・ 処分コスト控除後の公正価値が持分法による帳簿価格を下回ったため、差額を減損損失として「持分法による投資損益」に計上

（次ページにて、時系列で図示）

1. GTSに関する会計処理について



■ 持分法による投資損益

継続事業	+2,100百万円	△2,100百万円	△200百万円	
非継続事業	+2,100百万円			

※同一の事象に起因して発生する会計処理と認識し、当初は継続事業として業績予想に含めていましたが、再検討の結果、みなし売却益を非継続事業からの利益として計上することとしました。

2. IFRS第16号に関する会計処理について

(1) IFRS第16号「リース」の概要

適用日：2019年4月1日

影響：

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| (B/S) オペレーティング・リース等の
オフバランス契約 | → | ファイナンス・リースと同様オンバランス
(使用権資産・リース負債) |
| (P/L) 支払リース料等 | → | 使用権資産償却費 として償却費に計上 |
| (C/F) 営業CF | → | 財務CF |

(2) 当社の経営指標「事業EBITDA」の再定義

時点：2020年3月期第1四半期会計期間から

定義：事業EBITDA = 営業利益 ± その他の収益・費用 + 減価償却費及び償却費



IFRS第16号適用以前と含まれる要素を整合

事業EBITDA = 営業利益 ± その他の収益・費用 + 減価償却費及び償却費
(**使用権資産償却費を除く**)

本資料に記載されているいかなる情報も、当社株式の購入や売却等を勧誘するものではありません。また、当社は当資料の内容に関し、いかなる保証をするものでもありません。

本資料に記載されている当社の現在の計画、戦略などのうち、歴史的事実でないものは、現時点において見積もられた見通しであり、これまでに入手可能な情報から得られた判断に基づいております。実際の業績は、様々な要因やリスクにより大きく異なる結果となる可能性があり、いかなる確約や保証を行うものではありません。